

第4期幸区区民会議 第4回専門部会（みんなで見守りたい）

日時 平成25年2月4日（月）午後6時半開始

場所 幸区役所 5階第2会議室

議 事 次 第

- 1 ヒアリング調査の結果報告と今後の調査審議について
 - (1) 調査報告について
 - (2) 今後の調査・審議について

- 2 その他

今後の区民会議日程について

- | | | |
|---------------|---------------|----------|
| ○第5回みんなで見守りたい | 平成25年2月26日（火） | 午後6時半開始 |
| ○第3回第4期幸区区民会議 | 平成25年3月18日（月） | 午後6時半開始 |
| （第2回企画運営部会 | 平成25年3月11日（月） | 午後6時半開始） |

1 ヒアリング調査の結果報告と今後の調査審議について

(1) ヒアリング調査の結果報告

前回の部会（第3回）において、区内で見守り活動を実践している団体の方々を対象に、見守り活動の現場における成果や問題点を知り、地域における見守り活動の課題を検討することを目的に、ヒアリング調査を行うこととした。

目的

- 区内で見守り活動を行う方々の話を見聞することで、「見守り」についての認識を深める。
- 区内における主な見守り活動の実態について把握する。
- みんなで見守っていくために、現状の見守りの課題となっている部分を把握する

調査対象

- ・ 地区社会福祉協議会（塚越の陽だまり）
⇒平成 25 年 1 月 21 日（月）に運営する側、利用者、関係者などを対象にヒアリング調査を実施
- ・ 民生委員・児童委員
⇒平成 25 年 1 月 29 日（火）に川崎駅西口周辺の南河原地区を担当する民生委員・児童委員を対象にヒアリング調査を実施

調査内容・結果

資料 2-1、2-2 を参照

主な課題・実態について

〈地区社会福祉協議会「塚越の陽だまり」〉

- ・ 男性の参加が少ない。
- ・ 安否確認をする場ではない。

〈民生委員・児童委員（南河原地区）〉

- ・ 担い手の育成・活動がしやすくなるような体制の検討に十分に取り組めていない。
- ・ 支援の必要な人の把握に限界があり、また民生委員からの働きかけを拒む人もいる。
- ・ 一人ひとりの状況が異なり、信頼関係を築くのに時間と労力を要する。

(2) 今後の調査・審議について

区内における見守り活動について引き続き調査をし、審議を進めるため、見守り活動を実践している団体への今後のヒアリング調査について意見を交換し、決定する。

調査を想定する団体等(案)

- ・老人クラブ(友愛チーム)

⇒調査候補日：2/12、2/13、2/14 午前10時頃 【区役所会議室 or いこいの家】

- ・区社会福祉協議会(組織や役割など)

- ・地区社会福祉協議会(御幸東地区)(①会食会、②いきいきサロン)

⇒①御幸東地区社会福祉協議会(戸手中部)が実施する会食会「くつろぎ」

3月1日(金) 午前11時50分から 【御幸いこいの家 2階】

②いきいきサロンやすらぎ 【御幸集会所】

2/25、3/4、3/11、3/18、3/25のいずれか 午前11時頃

- ・事業者(すでに市や区と連携しているところ)

①セブーンイレブン(店舗型)【川崎市、麻生区高齢者見守りネットワーク事業】

②ヤクルト(訪問型)【麻生区高齢者見守りネットワーク事業】

・ヤクルトスタッフ等による宅配(訪問)システム

・家庭と仕事を両立させているお母さんたちがスタッフの主体

・24年8月より麻生区の高齢者を対象とした「安心見守りネット」に事業者として協力し、すでに異変等の通報実績あり(前回届けたものがそのままだった等)

- ・町内会・自治会

(要援護者避難支援制度をはじめ、見守りの対象となるような人をどのように把握し、見守っているのかなど)

①戸建てが多い ②マンションのみ ③戸建てとマンションが混在

※地域の状況によって見守りの実態が異なると思われるため

- ・マンションなどの管理人

- ・地域で活動するボランティア団体

①ヘルスパートナーさいわい(運動普及推進員)：ボランティアとして体操等を通じて、地域における運動普及を推進

②ヘルスメイトさいわい(食生活改善推進員)：ボランティアとして地域の方々への自主的な健康づくり(食生活を通じた)の普及・啓発活動を行う

【 地区社会福祉協議会（塚越の陽だまり） ヒアリング調査結果 】

目的 地域の交流の場を見学し、運営する地区社会福祉協議会の方々や実際に参加している高齢者等の話を伺うことで、各委員が「見守り」の場について認識を深める。塚越の陽だまりで行われている見守り活動の実態について把握する。（見守りの範囲、方法、声かけや案内の仕方など）
みんなで見守っていくために、参加者等の意見から現状の見守りの課題となっている部分を把握する。

1 当日の調査概要

- 日時 平成 25 年 1 月 21 日（月） 10:30 ～ 12 : 00
- 参加者 古場部会長・酒井委員・檜林委員・原委員・春田委員・遊佐委員
事務局（佐々木企画課長、加藤担当係長、菅野職員）
- 調査対象 ・運営者（地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等）
・利用者 約 30 人

2 当日の様子



3. ヒアリング結果

見守りの「場」に関して

◆塚越の陽だまりについて（いつできたのか、利用時間、利用料等）

- ・住民活動拠点として、平成 22 年 9 月に運営を開始した。
- ・月曜から金曜日まで開いており、土日、祝日は休み。時間は午前 10 時から午後 4 時まで自由に利用できる。
- ・利用は無料。利用希望者は利用登録をし、利用者カードを受け取る。次回以降は受付でカードの番号を伝え、利用する。
- ・お茶やコーヒー、チョコレートなどを利用者に振舞っている。
- ・書道教室や、地域保健福祉課による血圧測定などの健康相談、ボランティアの運動普及推進員による体操などの行事を行っている。

◆運営しているのはどういう方々なのか

- ・幸区社会福祉協議会が設置し、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員（以下、民生委員という）、地域のボランティアからなる「塚越の陽だまり運営委員会」が運営している。

◆利用している人はどういう方々なのか

- ・塚越など周辺地域に住む方を中心に、遠くは古市場や南加瀬、小倉などにお住まいの方もいる。
- ・居住地域ごとに利用者カードの色が分かれており、登録者は全体で 1,000 名近くいる。
- ・利用者の年齢層は、高齢者を中心に、乳幼児を連れた母親も多く利用している。
- ・若い親子は、子どもを隣接する公園で遊ばせ、その後陽だまりで休ませ、母親同士で食事をしたり、話をしたりして利用する方が多い。

◆利用者はどういうきっかけで利用するようになったのか

- ・近所の方から声をかけられて利用するようになった。今は、仲の良いグループでお弁当を持ち合ったりしながら利用している。友人の家に行かなくても済むので、気兼ねなく利用できる。
- ・町内会の掲示板を見て利用するようになった。
- ・来て、色々な方と話をすることで、元気が持てる。

見守り活動の「実態」に関して

◆利用者を増やすための**声かけや広報**はどのように行っているのか。

- ・イベントや講座の予定などを記載した塚越の陽だまり通信を毎月発行し、町内会の回覧板で広報している。それを見て参加する方もいる。
- ・民生委員活動や、地域でのふれあいの中で紹介したりしている。
- ・高齢者を対象に、ヘルスパートナーなどの地域の団体と一緒に行うすこやか体操を行ったり、書道教室などの講座や地域包括支援センターに高齢者関連の講座を依頼するなどし、参加を呼びかけている。

◆利用者から**相談**を受けることはあるのか、**相談を受けた場合どういう対応**をしているのか

- ・民生委員としてお答えできることもあれば、講座等で陽だまりに来ている地域包括支援センターを紹介したりもしている。
- ・地域包括支援センターは、講座等を通じて地域とつながりができるため積極的に参加してくれている。

◆**普段来ている方が来なかった場合**などはどうしているのか。本人に電話をして確認することなどはあるのか

- ・自由に利用できる場のため、特段電話で確認したりすることは行っていない。

◆**その他**

- ・先日の雪かきを通じて、隣近所で声を掛け合いながら雪かきをするなど、地域コミュニティの状況を垣間見ることが出来た。何事も声を掛け合いながら地域で協力できればよい。
- ・若い世代の地域活動へのかかわりとして、町内会の中に子ども部をつくり、町内会が中心となって行事を行うなど、負担も少ないことから若い世代も参加しやすいようだ。
- ・ヘルスマイトでは“食”を通して、外に出てこない人を引っ張り出す活動をしている。
(様々なイベント等を企画しているが、高齢者については、男性が集まりにくい。)
- ・男性の(料理の)自立を目的に、65歳以上を対象とした料理教室が過去に開催され、その修了生でカボナ会を組織した。(月1回、健康福祉プラザで料理教室を行い、会員のスキル維持を図っている。)

(以上)

4 . 活動のポイント

幅広い年齢層が利用している

…利用者の年齢層は、高齢者を中心に、乳幼児を連れた母親も多く利用している。

気兼ねなく利用でき、交流により元気を得ている

…友人の家に行くのとは異なり、気兼ねなく利用できている。また来所することで、色々な方と話をしている。

塚越の陽だまり運営委員会だけでなく、関係機関と連携している

…地域包括支援センターと、講座開催や相談事があった場合の対応等の面で連携している。

5 . 活動の課題

男性の参加が少ない

…女性は、現在の参加者も多く、近所の方と声を掛け合い参加しているが、男性の利用者は現状として少ない。

安否確認をする場ではない

…自由利用の交流の場であるため、本人の安否確認などは行ってはいない。

【 民生委員・児童委員（南河原地区） ヒアリング調査結果 】

目的 地域で見守り活動を担う民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の話を伺うことで、各委員が「見守り」について認識を深める。
民生委員の行う見守り活動の実態について把握する。（見守りの範囲、方法など）
みんなで見守っていくために、現状の見守りの課題となっている部分を把握する。

1 当日の調査概要

- 日時 平成 25 年 1 月 29 日（火） 10:00 ～ 12:00
- 参加者 古場部会長・村田副部会長・神谷（美）委員・酒井委員・鈴木（忠）委員・鈴木（都）委員・戸張委員・原委員
事務局（佐々木企画課長、加藤担当係長、菅野職員）
- 調査対象 南河原地区を担当する民生委員・児童委員
（中原会長・飯嶋さん・桜井さん・關野さん・福田さん・榊本さん・吉田さん）

2 当日の様子



3. ヒアリング結果

民生委員・児童委員の活動について

◆民生委員・児童委員について

- ・ 民生委員法、児童福祉法に定められ厚生労働大臣から委嘱されたボランティアで、地域住民の立場に立って地域住民の暮らしを支援
- ・ 民生委員も地域の住民の一人
- ・ 町内会・自治会の地区世話人会で選出され、区、市の推薦会で選考、推薦により厚生労働大臣から委嘱される。
- ・ 任期は3年(12月1日～11月30日まで、平成25年に改選)
- ・ 民生委員一人当たりの担当世帯数は、政令指定都市では220世帯～440世帯だが、欠員等もあり実態は異なる場合がある。(650近い世帯を1人で担当する場合もある。)
- ・ 担当エリアがあらかじめ指定されており、複数の民生委員が重複して担当するエリアはない。(町内会・自治会ごとに1～3人が担っており、民生委員同士での情報共有や町内会・自治会との連携を図っている。)

◆民生委員・児童委員協議会の役割

- ・ 活動報告、研修会の案内、行政からの連絡事項や共有すべき情報の確認、1ヶ月間の活動の中で困ったこと等の事例検討などを行っている。

◆民生委員・児童委員になったきっかけ、どういった方が民生委員を担っているかなど

- ・ 日中仕事をしているが、他になり手がいない状況がある。
- ・ 自営業や地元で長く住んでいる方が多い。
- ・ 父や母も地域で活動していた。
- ・ ほほえみやありがとうなどの一言を励みにしている。
- ・ 大変な活動だがやってみて良かったと思っている。

◆民生委員・児童委員についての課題

- ・ なり手がいない。(就労している若い世代など)
- ・ 日中は仕事をしており、なかなか活動の時間を確保しにくい。
- ・ 日中仕事をしている方も民生委員として活動できるような体制や役割分担などの検討も必要
- ・ 町内会・自治会に入っていない方については全く情報がないため、知り合いの知り合いなどを辿り、何とか把握出来ている。
- ・ 地道に訪問や声掛けなどの活動を行っている。(影の苦勞は見えてこない。)

- ・民生委員を対象としたアンケートでは、「やりがいを感じるか」や「負担を感じるか」の質問項目ともに「感じる」と答える割合が高かった。活動の負担を軽くするなど、出来る人、担える人が増えるような取組の検討が必要
- ・毎日の活動に追われ、新しい担い手の育成などの取組や検討は行っていない。

見守り活動の「実態」に関して

◆見守りの対象について

- ・担当する地域住民全員が見守りの対象(赤ちゃんから高齢者まで全て)
- ・見守り対象とするのは主に4つの領域(高齢者支援、障害者支援、子育て支援、生活保護の支援)
- ・市から依頼を受け、75歳以上のひとり暮らし等の高齢者を対象に訪問をし、見守りカードを作成、情報を集めている。

◆見守り活動の方法や頻度について

- ・会食会、配食活動など地区社会福祉協議会と協働で実施しており、その都度情報を得ている。また、見守りを兼ね、申し込みの確認のため月1回訪問している。
- ・各民生委員によって、状況の捉え方も異なるが、気になる方については週1回訪問するなどし、また、問題が発生した場合はそれが解決するまで訪問や連絡を続けている。
- ・南河原地区では、担当地域を月に3回見守りパトロールするよう取り決めをし、実践している。
- ・外からの見守りとして、新聞がたまっていないかなど、生活状況の確認を行っており、また、訪問を嫌がる方などには電話での見守り活動を行っている。
- ・配食を利用できなくなった方のところへも、話し相手として訪問を続けている。(寂しいから来てねと要望があった。)

担当する南河原地区の状況(課題等)について

- ・現在担当している世帯のうち約4割がマンション世帯で、高齢者がいるということ自体が分からない場合もある。
- ・また、マンションなどは世帯数も多く、募金のお願いなども対応しきれない状況がある。
- ・マンションを選択する方の中には、そもそも地域との関わりを求めている方が多いと感じる。 きっかけが見つからない。
- ・身分証明書の提示を求められたりすることもある。
- ・子ども会や老人クラブなど、色々な活動をしたいという思いがある方がいる一方、どちらにも関わらない中間の世代が地域の活動に参加せず、役員のなり手不足につなが

っており、自治会も何とか運営できている状況である。

- ・東日本大震災をきっかけに、町内会・自治会活動にも目が向いてきており、防災などの話し合いが進んできている。
- ・ワンルームタイプのマンションは、町内会・自治会に加入しないケースが多く、またマンションのオーナーも管理会社に管理を一任しており、入居者の情報を把握しておらず、地域の情報がより得にくくなっている。
- ・マンションは生活の気配をうかがうことが出来ず、外からの見守り活動が出来ない。

◆活動するにあたり苦労していること

- ・信頼関係を築くために要する時間は相手により様々だが5年間かかったこともある。
- ・地域には様々な立場の方がおり、間に入り対応に苦慮することもある。
- ・耳が聞こえにくい方など、チャイムを鳴らしても気づかないことがあり、訪問するのにも調整が必要な場合がある。
- ・必要な情報は足を使って調べるしかない。アパートなどは出入りも激しく、どのような方が地域で生活しているかなどなかなか把握しにくい。
- ・要援護者避難支援制度を通じて、はじめて障害があることを知った方もいる。(なかなか情報を得にくい。)
- ・行政からの依頼にもとづく「措置」の制度の名残もあって、また、「民生委員＝困窮者を助ける」のイメージから、訪問を嫌がる方もまだまだたくさんおり気を遣う。(日中の訪問は断られ夜訪問するなど)
- ・2世帯住居などでも、お互いにコミュニケーションを取らない家庭が増えてきている。(すぐ近くに家族がいる中では、支援を必要と感じてもなかなか相談に入ることが困難)
- ・救急車のサイレンが近くでなると心配で飛び出してしまう。(遠くに家族がいる方などの代わりに立ち会うこともある。)

◆活動していくうえで工夫していることや心掛けていること

- ・まずは、顔を知ること、知り合うことが大事だと考え、町内会・自治会と連携し、マンション等の会合に積極的に参加するようしている。
- ・情報が少ない中で、町内会・自治会と連携し、お祭りなどの地域の行事や美化活動などを知ってもらい、参加してもらえるよう働きかけをしている。
- ・顔の見える関係作りのため、挨拶など、声掛けを意識している。(保育園・幼稚園などの送迎時など)
- ・民生委員として、積極的に老人クラブや子ども会の会員になるなどして、とにかく接点を持つよう努力している。
- ・担当する世帯も多く、優先順位をつけ、老人クラブと連携を図りながら手分けして見

守り活動を行っている。

- ・老人クラブと連携し、見守り活動を行っている。また、一緒に周辺パトロールなどを行い、情報の交換の場となっている。
- ・日ごろの地道な活動から得た情報を生かして、歩きにくくて困っている方に、不要となった方から譲り受けた杖を渡したりするなど橋渡しを行っている。
- ・川崎市民生委員・児童委員協議会が作成した「見守りカード」を活用し、各民生委員が見守りの必要な方々の情報把握に努めている。(記入はそれぞれが必要と思うことを最小限にとどめているが、緊急連絡先については把握できるよう話し合い、それぞれ対応している)

◆研修や人材の育成など

- ・川崎市民生委員・児童委員協議会などで事例の検討などを行って情報共有している。
- ・市や区の民生委員・児童委員協議会が開催する研修会などに参加し、自己研鑽している。

◆地域や団体との連携について

- ・町内会が敬老祝い品を渡すため、70歳以上の方の名簿を作成しており、民生委員にも提供されるので、新しく70歳になられた方などの情報の把握が出来ている。
- ・老人クラブの誕生日会に参加したり、友愛チーム(老人クラブ)と情報を共有するなど、老人クラブには助けられている。
- ・支援という点では、民生委員が主体となるが、全てを民生委員が担うとなると、なり手がなくなってしまう。
- ・地域で活動する人材をどんどん増やしていくことが必要
- ・町内会連合会に相談をし、地域の状況を知る目的で、民生委員として町内会・自治会の会合に出席するようにしている。
- ・障害者の情報などよく把握できておらず、災害時等に民生委員だけでは対応できない。支援組織や体制づくりが必要である。
- ・配食や会食会などを通じて周囲との接触を密にしていきたい。
- ・民生委員活動は地域が原点。活動の継続を考え、地域の町内会・自治会との連携を図ることが必要

◆その他

- ・マンションでは、町内会費を口座から引き落としているところもあり、訪問し町内会費を回収するといった接触すらない場合もある。そのため町内会・自治会の役員としてマンションの総会等にも積極的に参加するようしている。
- ・マンションの搬送訓練を通して、障害者や寝たきりの方を担架を使って搬送すること

が出来ないと分かった。そのため自宅での待機をお願いし、また対象者にはカードを渡し、震度 5 以上の地震などの際には、異常があるかどうか、救護が必要かどうかをドアの外側に貼り出すよう依頼している。

- ・数年前に老人クラブが解散してしまった。
- ・東日本大震災以降、隣近所の若い方からも声掛けされるようになったという声を、高齢者から聞きうれしく思った。

(以上)

4. 活動のポイント

日頃から地域とのつながりを積極的に育んでいる

…挨拶や声かけ、会合参加などに積極的に取り組み、顔の見える関係を築いている。

対象者の生活全体をさりげなく見守り、働きかけ方も工夫している

…さりげなく見守れる範囲（新聞が残っているなど）で生活状況の把握を行っている。また訪問を嫌がる人には電話を使うなど、気持ちに配慮した支援を行っている。

東日本大震災をきっかけに、災害時の助け合いについて検討している

…東日本大震災を契機に、地域で町内会・自治会活動に（若い人も含め）目が向いてきており、話し合いが進んでいる。

見守りの対象者に優先順位をつけ、関係団体と連携しながら活動している

…担当する世帯が多いことから、特に見守りを必要とする対象者について優先順位をつけ、老人クラブ等と連携して活動をすることで、より効果的かつ（活動上の負担を分け合うことで）互いに継続しやすい体制を整えている。

5. 活動の課題

担い手の育成・活動がしやすくなるような体制の検討に十分に取り組めていない

…毎日の活動に追われ、新しい担い手や、担い手が活動しやすいような体制の整備には至っていない。

支援の必要な人の把握に限界があり、また民生委員からの働きかけを拒む人もいる

…自治体未加入者、マンション居住者などは生活の実態が分かりにくく、支援を必要とする人の把握が難しい。また、周囲との関わりを求めない人も多い。

一人ひとりの状況が異なり、信頼関係を築くのに時間と労力を要する

…必要な情報は自ら入手する努力が必要であり、また、相手との信頼関係を築くのにには時間を要するため、やりがいがある反面、負担に感じている面もある。

株式会社セブン-イレブン・ジャパンと川崎市との連携による高齢者見守りネットワークに関する協定締結について

1 これまでの経緯

『地域活性化包括連携協定』を締結(平成 21 年 9 月)

本市と(株)セブン イレブン・ジャパンとが「安心して暮らしていくためのまちづくり」の取組みや「地球に優しいまちにしていく」取組みなど 7 つの分野において、相互連携を強化し、川崎市内における地域の一層の活性化に向けた、地域活性化包括連携協定の締結。

麻生区で高齢者見守りネットワーク事業の開始(平成 22 年 11 月～)

(株)セブン イレブン(株)セブン イレブンをはじめとした地域の民間事業者等(当時 5 事業者)と連携して、事業者の方に、生活維持が困難となっている高齢者の発見・通報を依頼する取組みについて、先駆的に実施。

全市域で高齢者見守りネットワーク事業を開始(平成 24 年 4 月～)

本市と(株)セブン-イレブン・ジャパンとの間で協議を行い、麻生区以外の区でも高齢者の見守りについて連携・協力することで意見が一致し、「川崎市高齢者見守りネットワーク事業」について、協定を締結の上、全市域で実施予定。

2 協定締結の目的

高齢者の孤独や孤立が社会問題となっている昨今、本市においても高齢者の見守りは、喫緊の課題となっております。

そこで、本市と(株)セブン-イレブン・ジャパンが連携し、川崎市内の高齢者を地域全体で見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的として、協定を締結します。

3 本市の高齢者の見守りについて

本市の高齢者の見守りについては、「第 4 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、地域の公的な相談機関である地域包括支援センターや区保健福祉センターが核となり、様々な地域資源と連携しながらネットワークを構築すると位置づけております。

現在、ひとり暮らし高齢者の見守りについては、民生委員・児童委員の協力をいただきながら実施しており、地域の中では町内会、自治会、老人クラブ、NPO 法人などによる見守り活動が行われているところです。

こうした取組みと合わせ、高齢者と接することの多い、地域の企業や事業者などと連携・協力することにより、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し必要な支援を行うことを進めてまいります。

4 協定における主な連携事項

(1)本市と(株)セブン イレブン・ジャパンは、川崎市高齢者見守りネットワークの構築に取り組み、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者の発見及び情報の連絡から支援に至るまで相互連携を図ります。

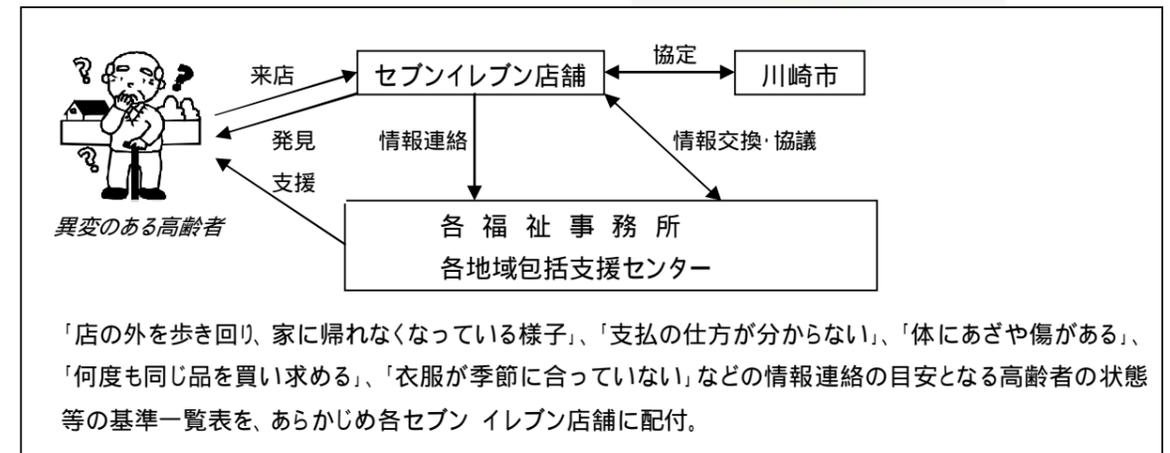
(2)(株)セブン イレブン・ジャパンは、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者の発見した場合、福祉事務所または地域包括支援センターに情報の連絡を行います。

(3)この連携を効果的に推進するため、本市と(株)セブン イレブン・ジャパンは、定期的に情報交換や協議を行います。

(4)(株)セブン イレブン・ジャパンを高齢者見守りネットワークの協力事業者として位置づけ、川崎市市内の各店舗にステッカーを掲出します。



5 連携のイメージ



6 今後の取組み

今回の取組みについて検証を行い、(株)セブン イレブン・ジャパンと更なる連携を検討します。他の民間事業者とも順次連携を図り、高齢者見守りネットワークを拡大に努めます。

問い合わせ先

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

電話: 044 - 200 - 2911

「安心見守りネット」協力事業者一覧

(平成24年12月1日現在:敬称略)

	事業者名	協力開始日
1	株式会社セブン-イレブン・ジャパン (麻生区内店舗)	H 2 2 ・ 4
2	郵便事業株式会社 麻生支店	H 2 2 ・ 4
3	高砂交通株式会社	H 2 2 ・ 1 0
4	川崎市麻生区薬剤師会 (加盟店舗)	H 2 2 ・ 1 0
5	第一環境株式会社	H 2 2 ・ 1 0
6	高齢者専門宅配弁当 宅配クック・ワン・ツウ・スリー 川崎麻生店	H 2 3 ・ 5
7	コスモ交通株式会社	H 2 3 ・ 7
8	セレサ川崎農業協同組合	H 2 4 ・ 3
9	神奈川東部ヤクルト販売株式会社	H 2 4 ・ 8
10	高齢者向け配食サービス まごころ弁当(麻生店・麻生中央店)	H 2 4 ・ 1 1

麻生区管内に居住する 支援の必要な高齢者

日常の活動の中で
異変の発見

【事業者】

協力事業者

様式4号
異変通報メモの作成

通報

報告

【高齢者支援課】

- ① 情報収集・確認
- ② 地域包括支援センターへの状況確認依頼
- ③ 保健福祉センター内連携の必要性を判断
 - ・ 地域保健福祉課
 - ・ 保健福祉サービス課
- ④ 支援処遇方針の決定
- ⑤ 通報者に対応・処遇内容報告

状況確認
支援依頼
依頼確認

報告

【地域包括支援センター】

- ① 状況確認
 - ・ 訪問調査
 - ・ 既存情報により確認
- ② 支援方法の決定
- ③ 支援の依頼又は支援
- ④ 対応内容の報告

公的サービス利用
に向けた支援

支援依頼

調整

【処遇方針に基づく対応】

- ① できる範囲での見守り支援
 - ・ 民生委員
 - ・ ボランティア団体
 - ・ その他団体
- ② 介護保険・市単独事業サービスの利用支援
- ③ 実際は支援を必要としない方があった場合、関係者で協議し終結とします

支援

平成 24 年 12 月 26 日

報道発表資料

川崎市地域見守りネットワーク事業の広報について

(概要)

本市では、孤立死等の恐れのある世帯を行政の適切な支援につなげ、孤立死等の発生を未然に防止することにより、地域住民の福祉の向上を図るため、「川崎市地域見守りネットワーク事業」を市内の事業者の協力のもとに本年11月から取組みを開始しました。

この度、広報用のステッカー、バッジ、リーフレットを作成しましたので、市内の協力事業者に配布し、市民の方々に広く周知を図ってまいります。

現在は、今年度に神奈川県との間で「地域見守りに関する協定」を締結された「公益社団法人神奈川県LPガス協会」、「京浜新聞販売組合」、「生活協同組合コープかながわ」を協力民間事業者としておりますが、今後、他の民間事業者とも連携を図り、協力事業者の拡充を進めてまいります。

【民間事業者の連絡先】

- 【区役所】 保健福祉センター
- 【支 所】 地区健康福祉ステーション

(「安心見守りネット」のマーク)



①ステッカー



②バッジ



③リーフレット

川崎市健康福祉局
 地域福祉部地域福祉課
 電話 044-200-2626
 長寿社会部高齢者在宅サービス課
 電話 044-200-2677

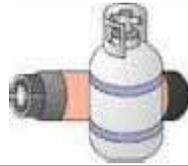
川崎市地域見守りネットワーク事業

民間事業者等との連携

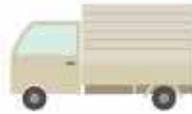
民間事業者



新聞配達



LPガス協会



おうち CO-OP・マイシイ

連携先の拡充と対象者の拡大

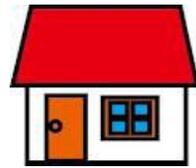
わたしたちも見守ります！
行政・民生委員児童委員・地域
包括支援センター・その他



見守り開始



発見！



見守り

連絡
異変のある
支援者の発見

訪問等による
支援開始

保健福祉センター



受付

- 地域保健福祉課
(健康支援等)
- 保健福祉サービス課
(障害・母子・児童)
- 高齢者支援課
(高齢者・要支援者)
- 保護課
(生活保護等)
- その他関係部署

警察署

緊急時



【今後の取組み内容】

- ① 地域に密着した民間事業者との連携先の拡充
- ② 区役所における窓口の一元化による、高齢者に特化しない見守り対象者の拡大